

学びの多様化学校(不登校特例校)の多様性

相澤 雅文

(京都教育大学)

Diversity in Schools of Diversification of Learning (Alternative Schools for Truants)

Masafumi AIZAWA

抄録: 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(文部科学省, 2023b)が施行されるなど, 不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿の整備が進められている。「学びの多様化学校」は弾力的な教育課程の下で, 興味や関心に応じた柔軟な学びを行うことが可能となる。家から出ることができるが, 在籍する学校に行くことができない児童生徒へ対応する機関としての役割を担うことが期待されている。児童生徒の不登校となった事由は多様であることから, 「学びの多様化学校」の取り組みも多様である。「学校らしくない学校」をコンセプトとした学校づくりや, 体験的学習・探究的学習を多く取り入れるなど授業内容の多様性, 授業を受講する方法の多様化・オンライン化の推進, 少人数制・異学年合同のクラス編成など, その取り組みは実に多様で試行錯誤されながら工夫を重ねていることが分かった。

キーワード: 不登校, 学びの多様化学校, 不登校特例校, 特別の教育課程, COCOLOプラン

Key Words: School refusal, Diversified learning school, Special school for school refusal, Special Educational Course, COCOLO Plan

I. 問題と目的

1. 不登校児童生徒の現状

文部科学省の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では, 不登校を「何らかの心理的, 情緒的, 身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない, あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち, 病気や経済的な理由による者を除いた者」と定義して調査している(文部科学省, 2003)。

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省, 2024b)によれば, 小・中学校における長期欠席者のうち, 不登校児童生徒数は346,482人となり, 不登校児童生徒数は11年連続で増加し, 過去最多となっていた。令和4年度と比較すると47,434名の増加であり, 令和3年度との比較では101,542名の増加であった。近々の2年間で10万人の増加であったことは, これまでの不登校対策が形骸的であったと考えざるを得ない。児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人であり, 中学校に限っては1,000人当たり67.1人, 14.9人に1人が不登校となっていた。

そうした中で, 不登校児童生徒で, 「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない」者は134,368名で約40%となり, その内の67,076人(19.4%)が欠席日数90日以上となっていた。

学校が把握している, 不登校と回答した児童生徒全員の状況(複数回答)を, 小・中学校全体の上位から5つをあげると1番目が「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった(32.2%)」, 2番目は「不安・抑うつ」の相談があった(23.1%)」, 3番目が「生活のリズムの不調に関する相談があった(23.0%)」, 4番目が「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた(15.2%)」, 5番目が「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった(13.3%)」であった。中学校のみの順位は同じであるが, 小学校のみの順位では4番目が

「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」、5番目が「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」であった。

しかし、小学校6年生と中学校2年生の実際に不登校であった児童生徒への調査では、「先生のこと」(小学生30%, 中学生28%), 「身体の不調」(小学生27%, 中学生33%), 「生活リズムの乱れ」(小学生26%, 中学生26%), 「友達のこと」(小学生25%, 中学生26%)となっていた(文部科学省, 2020)。

こうしたことから、不登校あるいは不登校傾向のある児童生徒への原因は多様であり、その多様性への対応が求められているといえよう。

2. 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)について

不登校児童生徒への対応策のひとつとして、不登校特例校が開校されるようになったきっかけは、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置を受けて、地方公共団体が特定の事業を実施・促進する「構造改革特別区域法」(2002)の一環による取り組みからであった。不登校特例校は、2004(平成16)年4月に東京都八王子市の高尾山学園小学部・中学部が開校され、次いで10月に京都市立洛風中学校が開校された。

さらに、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」(文部科学省, 2005a)により、「不登校児童生徒等の実態に配慮した特別的教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別的教育課程を編成することができるようにするものであり、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第2条第3項に規定する規制の特例措置である『不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業』を、同法の定める手続によらずに実施できることとするものであること」とされ、学校教育法施行規則改正で不登校特例校が制度化されたことにより、全国に広まることとなった。

COCOLOプラン(文部科学省, 2023b)では「不登校特例校」という名称を検討したいとして意見を募り、より児童生徒の目標に沿ったものとしたいとの意向が出された。2023(令和5)年8月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」で議論され、不登校特例校という名称を「学びの多様化学校」に変更することとし、『不登校特例校』の新たな名称について(通知)」(文部科学省, 2023)により全国に周知された。当面の間は「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)」と併記することも可能とされていることや、必ずしも当該学校の名称を「学びの多様化学校」にするよう求めるものではないが、この度の名称変更の趣旨を踏まえ適切な対応をお願いしたい旨が付記された。

2024(令和6)年4月現在、「学びの多様化学校」は全国に35校設置されている。公立学校が22校であり、私立学校が13校である(前年度より11校の増となった)。

小・中・高等学校ごとに属性を表1に示した。小学校が7校、中学校が25校、高等学校が6校であった(小中一貫校及び義務教育学校は、小学校1校、中学校1校と分けてカウントした。※筆者調べ：文科省の発表と一部異なる部分あり)。設置形態別では、学校型22校、分校型1校、分教室型11校、コース指定型4校となっている。

表1 「学びの多様化学校」の属性 (n=38、単位：校)

		公立・私立		昼間・夜間		設置形態別			
		公立学校	私立学校	昼間	夜間	学校型 ^{※1}	分校型 ^{※2}	分教室型 ^{※3}	コース指定型 ^{※4}
小学校	n=7	6	1	7	0	4	0	3	0
中学校	n=25	19	6	23	2	16	1	8	0
高等学校	n=6	0	6	6	0	2	0	0	4
計	n=38	25	13	36	2	22	1	11	4

※1 学校型：一個の学校すべてが「学びの多様化学校」となっている形態である。

※2 分校型：本校と分離した分校を学びの多様化学校として指定する形態である。

※3 分教室型：一部の学級のみを学びの多様化学校として指定する形態である。母体となる本校は、学びの多様化学校としての指定を受ける必要はない。

※4 コース指定型：高等学校等において、一部のコースを学びの多様化学校として指定する形態である。

3. 学びの多様化学校の法的背景

当該地域の特性に応じた規制の特例措置を受けて、地方公共団体が特定の事業を実施・促進する「構造改革特別区域法」（2002）、及び「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（文部科学省、2005a）については述べたが、他にも不登校児童生徒への支援の一環として**学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）**に関連する法的背景がある。

（1）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（2016）について

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」は、不登校児童生徒に対する教育機会の確保や、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的とし施行された。

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために安心して教育を受けられる学校環境の整備・確保や、不登校児童生徒の個々の多様な学習活動の実情に応じるために必要な支援、年齢又は国籍等にかかわらず能力に応じた教育機会を得ることなどにより、自立的に生きる基礎を培い豊かな人生を送ることができることを理念として掲げていた。その実現のためには、国や地方公共団体、民間団体等の連携を基盤としていくことが求められていた。

本法の「不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）」の中で、「不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置」をとることが記されていた。

（2）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（2017）について

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（文部科学省、2017）においては、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等として

- ・ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
- ・ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
- ・ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
- ・ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと

などが示された。

特に、不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進として

- ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援
- ・ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援
- ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
- ・ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進
- ・ 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援
- ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
- ・ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進

とされ、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状に対しての基本的な考え方、基本方針を示した。不登校特例校の設置は国や自治体の努力義務とされたのである。

(3) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(文部科学省, 2023b)では、早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指すとし、不登校特例校の設置促進を提言した。

また、自分のクラスに入りづらい児童生徒が落ち着いた環境の中で、自分に合ったペースで学習や生活ができる「校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)」の設置を促進するともした。「COCOLOプラン」ではONLINEによる授業やテストを可能にすることを強調していることや、教育センターの機能強化、民間企業やフリースクール、NPO法人との積極的な連携、メタバースを含めた多様な学びの場の活用についても実践を踏まえて研究を進めるとしていた。学校風土と欠席日数には関連を示すデータあることから、学校風土を把握するためのツールを整理し、全国へ提示することにより、学校風土の見える化を行い、温かく過ごしやすい学校風土の醸成を行うこととしていた。

(4) 第4期教育振興基本計画(2023)

第4期教育振興基本計画では、「多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂」を目標として掲げ、基本施策としてCOCOLOプランに基づき、

- 多様な学びの場の確保
- 1人1台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施
- 学校風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなど不登校対策の推進
- 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進めること
- 将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指すこと

について、改めて示した。その指標として不登校特例校の設置数の増加(5年後の目標値:全都道府県・指定都市への設置)としていた。

4. 本研究の目的

「学びの多様化学校」は、2004(平成16)年から不登校特例校としての設置が始まり、2024(令和6年)現在では、20年間の歴史を経て35校となっている。現在「学びの多様化学校」は文部科学省の指針もあり、加速度的に増加の傾向を示している。

「学びの多様化学校」において、特別の教育課程を実施するには、不登校児童生徒の個々の実態に配慮し、学習状況に合わせた少人数指導や習熟度別指導、実態に即した支援(家庭訪問や保護者への支援など)、学校外の学習プログラムの積極的な活用など、指導上の工夫が望ましいとされている(文部科学省, 2005b)。

したがって「学びの多様化学校」では、不登校となる要因は多様であることから、不登校児童生徒に対応するためにさまざまな工夫がなされていることとなる。そうした多様性のあり方を整理し指針を得ることが、これからの「学びの多様化学校」の構築に必要と考え、学びの多様化学校(不登校特例校)の多様性について調査することとした。

Ⅱ. 方 法

「学びの多様化学校」の多様性について調査するために、次のことを行った。

(1)「学びの多様化学校」のホームページ等を閲覧し、その属性について調査する。

- 公立・私立
- 昼間・夜間
- 設置形態別・学校型・分校型・分教室型・コース指定型

(2)「学びの多様化学校」に関する歴史的経過を調査する。

(3)「学びの多様化学校」の視察を行い、半構造化面接を行う。

令和5年11月～令和6年2月にかけて8校を視察した。

主な質問内容：創立までの経緯，入学・転学までの手順，定員の充足，通学方法，特別の教育課程の編成（教科・領域等の学習との関連），授業の工夫，課題 など

Ⅲ. 結果と考察

1.「学びの多様化学校」の特色ある多様な取り組みの実例

(1)「学校らしくない学校」

学校そのものに対して拒絶感のある不登校児童生徒がいることから、「学校らしくない学校」をコンセプトとしている「学びの多様化学校」は比較的多い。学校らしくない校舎や教室などの環境設定が行われている。ソファのある教室やテントの配置された図書室などといった環境づくりが行われていた。

こうした物的環境だけではなく、人的環境においてもこれまでの学校らしくない取り組みがある。生徒が自分の担任を選ぶことができるのである。年度途中でも担任の変更が可能とされていた。

不登校となっていた児童生徒に対する環境的側面からのアプローチが、効果を上げていることが報告されている。



写真1 玄関の様子



写真2 ソファのある教室



写真3 テントやハンモックのある図書室

(写真1～3は筆者撮影)

(2) 年間の総授業時間数の削減

「学びの多様化学校」では、不登校児童生徒等に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条、第86条等）が認められている。開始時間や1日の授業時間を柔軟にすることにより、設定年間の総授業時間数を減らすことが可となり児童生徒の負担を減らしている。通常1015時間の指導時数を750～770時間（3割程度削減）とすることができる。削減の有無やその程度は学校に任され、指導時数を1割程度削減している学校もあれば、全く削減していない学校もある。

表2で示した学校は、学習時間を3割程度削減していた。他の学校の生徒と登下校の際にすれ違わないよう登校時刻を送らせることや、下校時刻を早める配慮が行われていた。授業時間は毎日4時間である（午前2時間・午後2時間を基本としていた）。

表2 時間割の例：中学3年生

	月	火	水	木	金
9:20～9:30	朝の会				
9:30～10:20	英語	国語	数学	社会	理科
10:30～11:20	理科	社会	英語	数学	国語
11:30～12:20	スポーツ	チャレンジ	チャレンジ	音楽	チャレンジ
12:20～13:00	昼食・昼休み				
13:00～14:30	〇〇タイム	美術	技術	家庭科	スポーツ
14:30～	掃除・終わりの会				

(3) 授業内容の多様性

授業内容について、通常の学校に比べて柔軟に組むことが認められている。不登校の子どもたちに必要な独自の授業を工夫している学校であることから、教科指導だけではなく、総合的な学習の時間や創造活動といった探究的な学習や、ソーシャルスキルトレーニング、自分の将来を考えるキャリア教育、プログラミング教育や社会見学など、不登校となった児童生徒が将来の社会生活で生きる力を身に付けることを目指した授業内容が編成されている。

以下にその例を示す。

- キャリア教育に力を入れていて、月1回は航空会社のキャビン・アテンダントや、ゲームクリエイター、漫才師、Youtuber等の外部講師による講話を取り入れている。
- 体験型学習として農家や漁師の協力を得て校外学習（年間4回以上）を行っている学校や、児童生徒自らが計画を立てての体験活動を実施している学校がある。
- 週4回、5校時終了後に25分間の個別学習の時間を設定し、基礎・基本の定着を図る学習を行っている。
- 小学校2年生以上に一人一人の状況に合わせた学び直しの時間を週3～4時間設定し、「未学習」や「苦手内容」に対応している。
- 児童生徒の興味・関心に基づく探究活動（総合的な学習の時間）を週3時間設定している。
- 音楽・美術・技術・家庭を統合した創造性を高める学習や、道徳及び特別活動の時間を統合しコミュニケーション力を高める学習を行っている。

いずれにおいても児童生徒の主体性や意欲を高めるような体験的学習や探究的学習の時数を増やすといった教育課程上の工夫がされている。

(4) 授業を受講する方法の多様化・オンライン化

一人ひとりの学びに合わせることを教育方針としている学校では、学習スタイルとして

- ・家庭学習を基本とするモデル
- ・週に数日登校するモデル
- ・毎日登校するモデル

が設定されており、これらを参考として自分自身の学習スタイルを決める。1カ月程度のスパンで見直しを行い変更することが可能とされている。また、時間割に則り対面での授業を行っているが、「取り組みたい学びを好きな場所で」を原則とし全ての授業をオンラインで生配信している。タブレット端末を使って教室以外からでも授業が受けられる配慮である。生徒は教室、Eラーニングルームや保健室など様々な場所から授業に参加することが可能であった。また、自宅からのオンライン参加も可となっていた。

- ・保護者と学校がともに了解していること
- ・何らかの学習活動に取り組むこと
- ・その学習活動を担任が確認できること

この3つをクリアできれば出席扱いとするとのことであった。登校しない（できない）日のオンライン学習への参加率は61.2%とのことで、効果は高いと考えられた。

他の学校においても、オンライン授業を併用し出席を可としている学校があった。レポート提出により評価を実施するとのことであった。

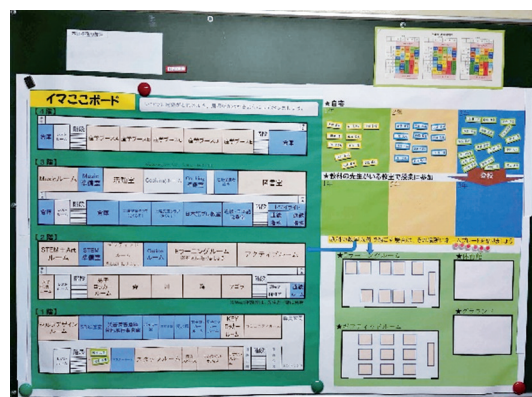


写真4 学校内の勉強している場所等を示すボード
(写真は筆者撮影)

(5) 夜間の「学びの多様化学校」

前述した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」や「不登校対策 COCOLO プラン」には、夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実についても記されている。夜間中学の役割として、義務教育修了者（外国籍の方を含む）や不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方への対応が求められてきた。そうした夜間中学が「学びの多様化学校」となることで、不登校の学齢期生徒も対象とすることができるようになった。

例えば、夜間という特徴から起立性調節障害のため朝なかなか起きられず、学校に行くことが難しくなった生徒への対応も可能となったのである。

(6) 少人数制・異学年合同のクラス編成

各学年の定員は6人程度とし、少人数で一人ひとりに合わせた学びを可能としている学校や、小学1年生から中学3年生まで、どの学年も少人数のクラスで学ぶことができる学校が多い。少人数であることを活用し縦割りの交流を大切にしている学校や、イエナプランを取り入れ3学年の異年齢グループで学ぶ体制づくりをしている学校もあった。

少人数である事による「子ども一大人」の関係を密接にすることや、異学年との交流により「子ども一子ども」の関係のバリエーションを多様にしているという工夫を感じた。

2. 児童生徒一人一人に応じた多様な学びの考え方

文部科学省は、児童生徒が不登校になった場合であっても、学びたいと思った際に多様な学びにつながることをできるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとしている。

そうした中で「学びの多様化学校」は、家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒への対応策として期待されている。

その他にも、学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に対しては「校内教育支援センター」の設置。家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒に対しては、「教育支援セン

ター」や「民間団体等」での対応。家から出ることができない児童生徒に対しては、オンラインの活用やアウトリーチ支援といったように、その状況に応じた機関を整備し、それぞれが連携を取りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を進めて行くこととされていた（表3）。

表3 多様な学びの構築例

児童生徒の状況	対応機関	主な内容
○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒	校内教育支援センター	学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談を行う事や、学習のサポートを行う。登校はできるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてクールダウンしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる場所である。
○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒	学びの多様化学校	通常の学校より少ない授業時数であったり、体験活動や探究的な学習の時間数を多くしたりといった、特別の教育課程を編成した教育を実施することができる学校である。弾力的な教育課程の下で、興味や関心に応じた柔軟な学びを行うことが可能となる。
○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒	教育支援センター	地域の教育委員会等が開設し、在籍校から配信される授業をオンラインで受講したり、学習支援員等から個別の学習を受けたりすることができる場所である。
	民間団体等	在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組むことができる場所である。
○家から出ることができない児童生徒	オンラインの活用	在籍校や教育支援センターからの授業配信を受講したり、オンラインでのカウンセリング等を自宅で行ったりすることができる支援システムである。
	アウトリーチ支援	学校や他の支援機関等とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO法人等の民間団体と連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける支援である。

※「児童生徒一人一人に応じた多様な学びの考え方」（文部科学省）を参考に作成

IV. まとめ

1. 「学びの多様化学校」による効果

不登校児童生徒を受け入れ、基礎学力の定着と社会性の育成を行うことにより、中学校から高等学校への進学が可能になるなど、不登校からひきこもりあるいはNEET（Not in Education, Employment, or Training：学校に通わず、働きもせず、職業訓練も受けない15歳～34歳の人達）の抑制につながっていると考えられた。

また、「不登校児童生徒の実態調査」（文部科学省、2020）における中学生からの回答では、「勉強の遅れに対する不安があった（74%）」が最も多く、小学生においても64%であった。「学びの多様化学校」は、学習意欲があるにもかかわらず、学校に通うことができなかった児童生徒には希望、そして心理的安心感を与える役割をはたしていた。

「学びの多様化学校」では、児童生徒個々の発達や習熟の段階に合わせた課題設定がなされ、スモールステッ

プによるプログラムが実施されていた。それは最初から取り組もうとしなかったこと、諦めてしまっていたことにも挑戦し、「できた」という達成感が得られるようになることにつながっていた。できたことを評価されることによって、自己肯定感が高まるといった非認知的側面が育まれるメカニズムの具現化になっていると考えられた。

視察させていただいた各学校やからの聞き取りや、ろりぽっぷ小学校親の会「坪沼ベース」（2024）が実施した「学びの多様化学校」12校の保護者へのアンケート（n=159）においても、60%～70%の児童生徒が毎日学校に通うことができるようになっていた。

このことはその先の進路選択・決定にも好影響を与え、自分に合った道の選択が可能となっていた。自分らしく生きることへの支えとなっていたのである。

児童生徒の通学は、保護者の安心から家庭の安定につながる。不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。様々な理由で不登校の状態となってしまった児童生徒であるが、居場所の確保、自身ができることの確認を行う事によって回復の道を歩み始めることが可能であることを示した。

2. 「学びの多様化学校」の課題

まだ設置数が少ないため、日本各地にあるわけではなく、希望者が殺到して入学希望者を選抜する必要がある学校がある。学校に通いたいと希望する気持ちになった不登校児童生徒にとって、現在から未来に視点を向けることができた子どもたち、保護者の方にとってこれは大きな課題である。

今後は学びの多様化学校の数を増やすだけでなく、学びの機会の確保に向けていろいろな取り組みが工夫されることも喫緊の課題だと言える。それに伴い、学校への送り迎えが必要となるケースが多い。視察した学校においても廃校となった学校の校舎を使用した。そうした学校は交通の便が悪い傾向にある。前述したろりぽっぷ小学校親の会「坪沼ベース」のアンケートにおいても自宅から学校へのアクセスが大きな課題として示されていた。

文科省のCOCOLOプラン（2023年3月）によると、子どもたちの小さなSOSを見逃さないために、1人1台端末を活用して心身の変化を早期発見するためのツール開発も進められている。これまでは、担任教師などが行ってきた毎日の健康観察にICTを活用しようとするものであり、そうしたアプリの開発が一気に進みつつある。文科省のCOCOLOプラン（2023年3月）によると、子どもたちの小さなSOSを見逃さないために、1人1台端末を活用して心身の変化を早期発見するためのツール開発も進められている。これまでは、担任教師などが行ってきた毎日の健康観察にICTを活用しようとするものであり、そうしたアプリの開発が一気に進みつつある。

参考・引用文献

笠原幸治（2023）不登校特例校を300校に拡大．内外教育，7078，4-5．

黒沢正明・糀谷陽子（2023）「学びの多様化学校」八王子市立高尾山学園見学記：黒沢正明校長に聞く．人間と教育，120，44-51．

ろりぽっぷ小学校親の会「坪沼ベース」（2024）「学びの多様化学校」保護者へのアンケート調査結果．学びの多様化学校フォーラム2024 in 仙台資料．

文部科学省（2020）令和2年度 不登校児童生徒の実態調査 https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318-2.pdf（令和6年11月11日閲覧）

文部科学省（2003）今後の不登校への対応の在り方について（報告）

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1283839/www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/03041134.htm（令和6年11月11日閲覧）

文部科学省（2005a）学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387166.htm（令和6年11月11日閲覧）

文部科学省（2005b）「不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の

概要」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397860.htm（令和6年11月11日閲覧）

文部科学省（2017）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

文部科学省（2023a）「不登校特例校」の新たな名称について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20230905-mxt_jidou02-100002759_a.pdf（最終閲覧：令和6年11月11日）

文部科学省（2023b）「COCOLOプラン」

文部科学省（2024a）学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置者一覧

文部科学省（2024b）令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

大西孝志（2024）不登校児童生徒への対応～学びの多様化学校と特別支援教育～．東北福祉大学教育・教職センター特別支援教育研究年報, 16, 67-76.

田中 亮・星野 麗・奥住秀之・小林 巖（2024）学びの多様化学校（不登校特例校）における教育活動の成果と課題：教育課程編成・支援の工夫に関する聞き取り調査を通して．東京学芸大学紀要, 75, 35-44.

田野倉和子（2023）「普通」の学校生活を求めた不登校生徒の不登校経験に対する意味づけ—不登校特例校卒業生に注目して—．〈教育と社会〉研究, 第33号, 77-88.

八巻寛治（2024）学びの多様化学校の試みと一考察「ろりぽっぷプランとは?」．指導と評価, 70(1), 30-32.